

佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、佐賀県内における産業廃棄物処分場周辺の環境保全のため、当該処分場の設置者（以下「補助事業者」という。）が行う産業廃棄物処分場周辺管理等事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者の要件)

第2条 補助事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の許可を受けて設置する同法施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2又は第14号イからハまでのいずれかに規定する産業廃棄物の処理施設（補助金の交付申請日時時点で廃止をしていないものに限る。以下「処分場」という。）の設置者とする。

(補助事業及び補助対象経費)

第3条 補助事業は、周辺管理等が必要と認められる処分場について、地元住民から要望に基づき補助事業者が実施する処分場の周辺管理等環境保全に資する事業とする。

2 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

対 象 経 費	補 助 率
(1)住民の生活を改善する事業に要する経費 ・ 処分場周辺道路等の補修維持管理等に要する経費	補助率 2/3以内 (ただし、1補助事業当たり2,000千円を限度とする。)
(2)住民の安全・安心を確保する事業に要する経費 ・ 安全施設（街路灯、カーブミラー等）整備に要する経費 ・ 処分場周辺の各種検査等に要する経費	
(3)その他産業廃棄物処分場の周辺管理等環境整備に資するものとして知事が認めた事業に要する経費	

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、別記第1号様式とおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、別途指示する日とし、その提出部数は1部とする。

3 補助事業者は、第1項の補助金交付申請書を提出しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額〔補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び所得税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方消費税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。〕がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金を交付するかどうかの決定をするまでに要する標準的な期間は60日とする。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更を除く。

(ア) 補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費配分のうち、各経費区分間の20パーセント以内の金額の変更

(イ) 補助事業の内容に関し、補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の創意工夫により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙1（「佐賀県ローカル発注促進要領」（平成24年10月9日付け商第1251号））のおり県内企業と契約するように努めなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了

後5年間保管すること。

- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は様式第2号のとおりとする。
- 3 第1項第4号の規定により、知事に補助事業の中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は様式第3号のとおりとする。
- 4 第1項第5号の規定により、予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合の報告書は様式第4号のとおりとする。

(申請の取下げ)

- 第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第6条の規定による補助金の交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(実績報告)

- 第7条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は様式第5号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は当該会計年度の3月31日(全額概算払をしたときは、翌会計年度の4月10日)のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
 - 3 規則第12条第1項後段に規定する実績報告書は様式第5号の2のとおりとする。
 - 4 前項の実績報告書の提出期限は、補助金等の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度4月10日とし、その提出部数は1部とする。
 - 5 第4条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
 - 6 第4条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額(前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の交付請求)

第8条 この補助金は、知事が必要と認めるときは概算払いで交付することができる。この場合の補助金請求書は、様式第7号のとおりとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第8号のとおりとする。

(事業の広報)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、佐賀県産業廃棄物税の税収を活用した事業であることについて、事業箇所における看板の設置又は広報誌、ホームページ等への掲載による広報に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名又は名称及び

代表者職氏名

電話番号

年度佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金交付申請書

年度において、佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業を実施したいので、佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

【関係書類】

- 1 事業計画書（様式第1号の別紙）
- 2 事業の実施個所を示す位置図等
- 3 現況写真等参考資料

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業計画

1 事業目的

2 事業内容及び経費の配分

(単位：円)

事業等	事業費	補助対象経費	補助金申請額
(1) 住民の生活環境を改善する事業			
(2) 住民の安全・安心を確保する事業			
(3) その他			
合計			

注) 積算基礎を添付すること。

3 事業の効果

4 収支予算

補助金申請額 _____ 円

(単位：円)

【収 入】			【支 出】		
区 分	金 額	備 考	区 分	金 額	備 考
(1) 補助金			(1) 住環境改善事業		
(2) 自己資金			(2) 安全・安心確保事業		
(3) その他			(3) その他		
合 計			合 計		

5 工程表 (事業実施期間： 年 月～ 年 月)

項目	実施月									
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

上記計画は、〇〇地区からの要望に基づく事業であることを証する。

〇〇地区区長

印

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名又は名称及び
代表者職氏名
電話番号

〇〇年度佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助事業を下記理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金〇〇〇〇〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更理由

- (注) 1 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕分は消去すること。
2 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業内容及び経費の配分と比較できるように記載すること。

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名又は名称及び
代表者職氏名
電話番号

〇〇年度佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金
に係る事業の中止（廃止）の承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助事業について、別紙に記載した理由により事業の中止（廃止）の承認を受けたいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金交付要綱の規定により申請します。

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名又は名称及び
代表者職氏名
電話番号

〇〇年度佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金
に係る事業の遅延等報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助事業について、予定期間内に完了しない見込み（事業遂行が困難）となりましたので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

【関係書類】

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の理由
- 4 遅延等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の見込み

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

様式第5号(第7条第1項関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名又は名称及び
代表者職氏名
電話番号

〇〇年度佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金
実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助事業について、事業が完了したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事業完了年月日 年 月 日

【関係書類】

- 1 事業実績書（様式第5号の別紙）
- 2 写真等参考資料

事務に関しお預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業実績書

1 事業概要

2 事業内容及び経費の配分

(単位：円)

事業等	事業費	補助対象経費	補助金実績額
(1)住民の生活環境を改善する事業			
(2)住民の安全・安心を確保する事業			
(3)その他			
合計			

(注) 算出基礎を添付すること。

3 事業の成果

4 収支精算

補助金額 _____ 円

(単位：円)

【収 入】			【支 出】		
区 分	金 額	備 考	区 分	金 額	備 考
(1)補助金			(1)環境改善 事業		
(2)自己資金			(2)安全・安心 確保事業		
(3)その他			(3)その他		
合 計			合 計		

5 工程表 (事業実施期間： 年 月～ 年 月)

項目	実施月								
	月	月	月	月	月	月	月	月	月

上記実績書どおりに事業完了したことを確認する。

〇〇地区区長 氏 名 印

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名又は名称及び
代表者職氏名
電話番号

〇〇年度佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金
年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助事業の平成 年度における実績について、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業年度終了実績報告(様式第5号の2の別紙)
- 2 事業実施期間の変更理由
- 3 事業実施期間
(当初) : 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
(変更後) : 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業年度終了実績報告

1 事業概要

2 事業内容及び経費の配分

(単位：円)

事業等	事業費	補助対象経費	補助金実績額
(1)住民の生活環境を改善する事業			
(2)住民の安全・安心を確保する事業			
(3)その他			
合計			

(注) 算出基礎を添付すること。

3 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額	収入済額	繰越額	備考
(1) 補助金	円	円	円	
(2) 自己資金				
(3) その他				
計				

(2) 支出の部

区分	予算額	支出済額	繰越額	備考
	円	円	円	
(1) 環境改善事業				
(2) 安全・安心確保事業				
(3) その他				
計				

4 事業別状況

区分	交付決定内容		年度内遂行実績		進捗率 (B) / (A)	翌年度繰越分		備考
	事業費 (A)	補助金	事業費 (B)	補助金		事業費	補助金	
	千円	千円	千円	千円	%	千円	千円	

5 工程表 (事業実施期間: 年 月 ~ 年 月)

項目	実施月	月	月	月	月	月	月	月	月

上記実績書どおりに事業年度が終了したことを確認する。

〇〇地区区長 氏 名 印

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名又は名称及び
代表者職氏名
電話番号

〇〇年度佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金
に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号で確定通知があった佐賀県産業廃棄物処分場周辺管
理等事業費補助金に係る補助事業に関し、消費税及び地方消費税の仕入れ控除額が確定したの
で、佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報
告します。

記

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 補助金額（佐賀県知事が額確定通知書により通知した額） | |
| | 円 |
| 2 補助金の確定時における仕入れ控除税額 | |
| | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う仕入れ控除税額 | |
| | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | |
| | 円 |

- (注) 1 積算内訳についても添付のこと（任意の様式可）
2 課税事業者であっても、単純に補助金の消費税率及び地方消費税率相当額が消費税及び地方消費
税に係る仕入れ控除による減額等の対象額ではない。

事務に関しお預かりした個人情報は、そ
の目的を達成するためにのみ使い、ご本
人の承諾なしに第三者に提供するこ
とはありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名又は名称及び
代表者職氏名
電話番号

年度佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金のうち、下記の金額を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金交付要綱の規定により、請求します。

記

請 求 額	金	円
[内 訳]		
交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込先

銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(フリガナ)を記入

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名又は名称及び
代表者職氏名
電話番号

〇〇年度佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金
交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定の通知があった佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金	円
内訳 交付決定額	金	円
確定補助金額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込先

銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(フリガナ)を記入

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。